

# 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

令和3年度予算額  
(前年度予算額)

217百万円  
34百万円

## 事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。(平成27年度から継続) 【対象】 都道府県・調査研究機関



国  
(文部科学省)

委託

委託

## 調査研究機関

連携

データに基づき、主に以下の観点から施策効果等を分析・検証

- ・修学支援アドバイザーによる支援
- ・専門学校への進学
- ・学校生活・学習環境
- ・職業生活への橋渡し

データ集約

## 都道府県

### 1. 専門学校生に対する修学支援

- 修学支援アドバイザーの配置
  - ・ 財政的生活設計に対する助言
  - ・ 学生生活相談
  - ・ 就職相談 (特に出身地や学校所在地における就職)
  - ・ 経済的困難な生徒からの情報収集 等



協力者の  
指定・支援

### 2. 専門学校生に対する経済的支援

報告

### 3. 支援効果等に係る基礎データ収集 〔中途退学や就職内定率等のデータ収集 等〕

※ 全ての専門学校から基礎データを収集する。

## 私立専門学校

経済的に  
修学困難な生徒  
(協力者)



### 【経済的支援等の要件】

- ・ 経済的に修学困難(コロナウイルス感染症の影響等による家計急変者、生活保護世帯及びそれに準ずる世帯等)
- ・ アンケート等への協力
- ・ 職業目標達成に向けた講義等の受講・成果報告

### 【支援対象の生徒が在籍する専門学校の要件】

- ・ 生徒への学校独自の授業料等減免の実施
- ・ 専門学校が実施する授業料等負担軽減に関する情報の公開
- ・ 質保証・向上に関する取組 (学校評価) 等

# 経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

## 生徒の経済的要件

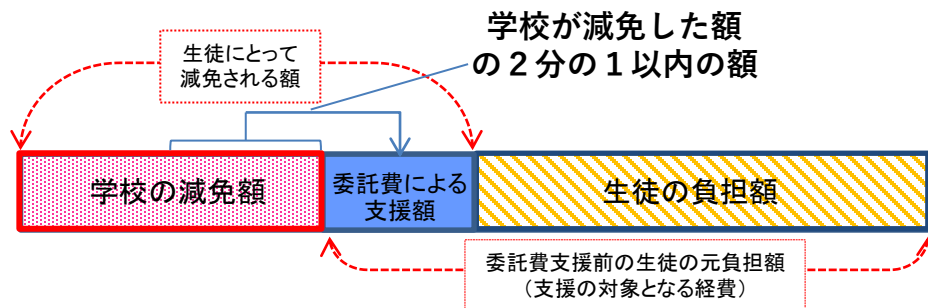
- ◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。
- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④コロナウイルス感染症の影響等により家計の急変した世帯の生徒

## 生徒が在籍する専門学校の要件

- ◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。
- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること

### 〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4)=25万円】の場合

★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えないパターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減

